

1 発達障がい者の就労を支援するうえで知っておきたいこと

(1) 国及び法律の状況

平成17年4月1日、発達障がいの定義や乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進などをねらいとした『発達障害者支援法』が施行されました。

それまで、発達障がい者は、「親の育て方が悪い」「本人の努力が足りない」などしつけや本人に問題があるかのように言われるなど、障がいとして理解されにくく、支援制度の谷間に置かれ、生活に様々な困難が生じていても必要な支援が受けられないということがありました。発達障害者支援法によって、発達障がい者に対する支援体制整備が社会の責務として明確に位置づけられたことにより必要な支援サービスが提供される仕組みが整備されました。

平成18年4月1日、障がい福祉サービス等が共通の制度の下で一元的に提供されるよう「障害者自立支援法」が成立しましたが、当初、発達障がいはサービスの対象として明記されませんでした。平成22年4月の改正により、発達障がいは精神障がいに含まれ、障がい福祉サービスの対象となることが明記されました。

その後、改正障害者基本法、障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法の成立など共生社会の実現に向け新たな取組が進められ、発達障がい者の支援についてもより一層の充実が求められ、平成28年6月には発達障害者支援法の改正が行われました。

就労支援に関する改正については、国及び都道府県は、個々の発達障がい者の特性に応じた就労機会の確保や定着のための支援など必要な支援に努めなければならないこと、また、事業主に対しても、個々の発達障がい者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことにより、雇用の安定を図るよう努めなければならないことが明記されました。

(2) 発達障がいの定義

発達障がいの定義には様々なものがあり、日本の医療現場では、DSM、ICDがよく使われています。発達障害者支援法によって定義が示されたことで、福祉等の行政で共通概念として広く普及しています。

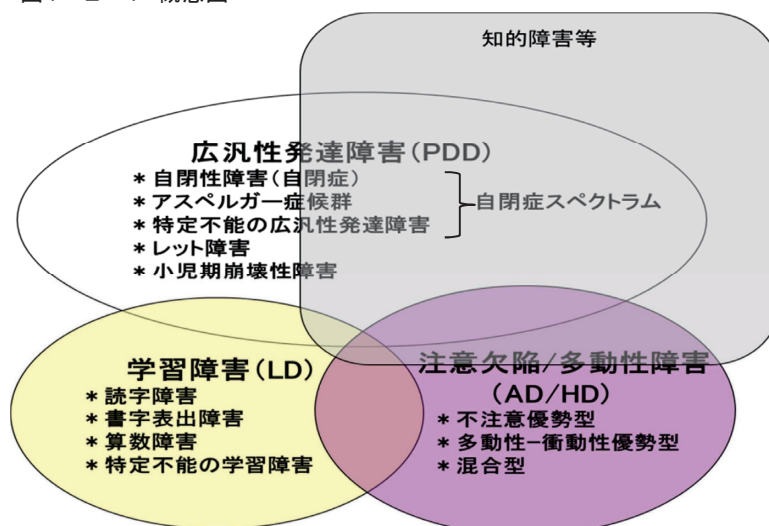
① 発達障害者支援法による定義

発達障害者支援法第2条において、発達障がいは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義され、概念図は図1-2-1のとおりです。

また、平成28年6月の改正により、発達障がい者については、「発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁*により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」とされ、社会的障壁の考えが加えられました。

*社会的障壁…障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限をもたらす原因となる事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

図1-2-1 概念図



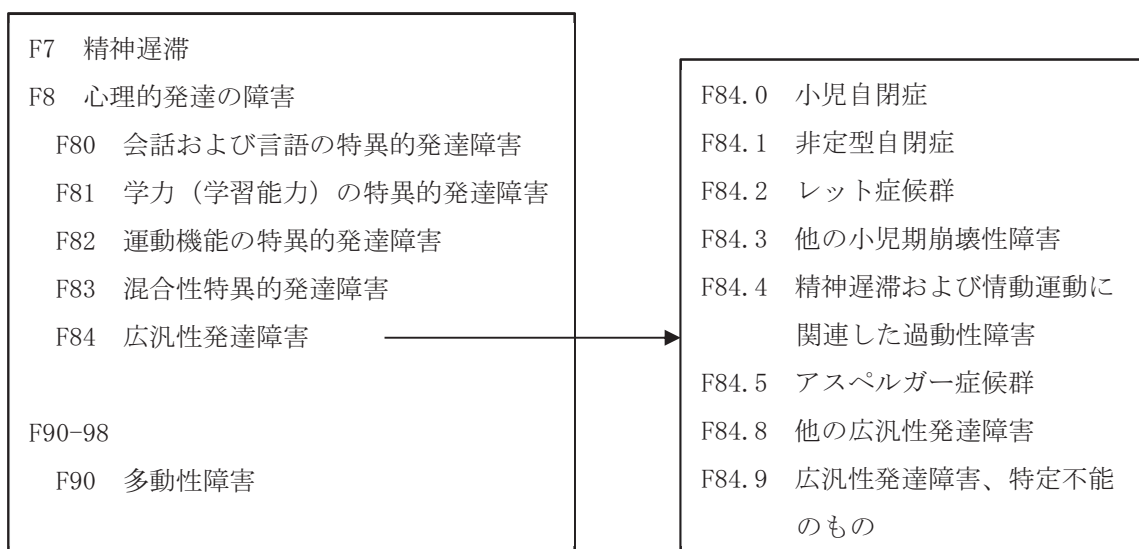
【参考】

精神保健を含む公衆衛生関連の診断について、日本では ICD-10 を採用し、臨床研究では DSM-5 が普及しつつあります。

1. ICD-10 における定義

ICD とは、「疾病及び関連保健問題の国際統計分類：International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems」の略で、世界保健機関（WHO）が作成した分類です。

F7 カテゴリーに精神遅滞があります。F8 カテゴリーに心理発達の障がいがあり、この中の F84 が広汎性発達障害で、これが広い意味での自閉症ということです。F9 カテゴリーに多動性障害があります。現在、世界保健機構（WHO）では 2018 年を目標に ICD-10 の改訂作業を進めています。DSM-5 とのすり合わせを行い、相違を最小限にする努力がされています。



2. DSM-5 における定義

2013 年 5 月に医学では世界的に広く使用されているアメリカ精神医学会の診断基準 DSM（精神障害の診断と統計の手引き：Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders）

が19年ぶりに改訂されました。

DSM-5では、発達障害は『神経発達症群/神経発達障害群』という大カテゴリーに分類されています。アスペルガー障害、小児期崩壊性障害、特定不能の心理発達障害などのサブカテゴリーがなくなり、自閉症スペクトラム障害（ASD）にまとめられ、3領域（対人、コミュニケーション、常同行動）が2領域（対人、コミュニケーション）に変わって診断されるようになりました。

- | |
|--|
| <p>1 神経発達症群/神経発達障害群</p> <ul style="list-style-type: none">・知的能力障害群・コミュニケーション症群/コミュニケーション障害群・自閉スペクトラム症/自閉症スペクトラム障害・注意欠如・多動症/注意欠如・多動性障害・限局性学習症/限局性学習障害・運動症群/運動障害群・チック症群/チック障害群・他の神経発達症群/他の神経発達障害群 |
|--|

（3）発達障がいの特性

発達障がいの特性は、親の育て方や環境が原因ではなく、生まれ持った脳機能の障がいが基盤になって発達障がいの特性が現れると考えられています。発達障がいの方は知的水準だけでは判断できません。知能の構造が定型発達と呼ばれる人と若干異なっていて、ある部分では高い能力を持っているにもかかわらず、それ以外での部分では低い結果を示したりします。

障がいは診断名ごとに完全に分離・区別されるわけではなく、重複している場合も多く見られます。発達障がいの特性の現れ方は個人差があり、同じ診断名でもあってもその現れ方は様々です。

本質的な発達障がいの特性は、何らかの方法や教育によって治癒したり、年齢を経ることで無くなっていくものではありません。本人の特性と置かれている環境が適合するとその中で十分に実力を発揮することができます。また環境の中で、実力を発揮するための方策を学習していくことができる場合もあります。

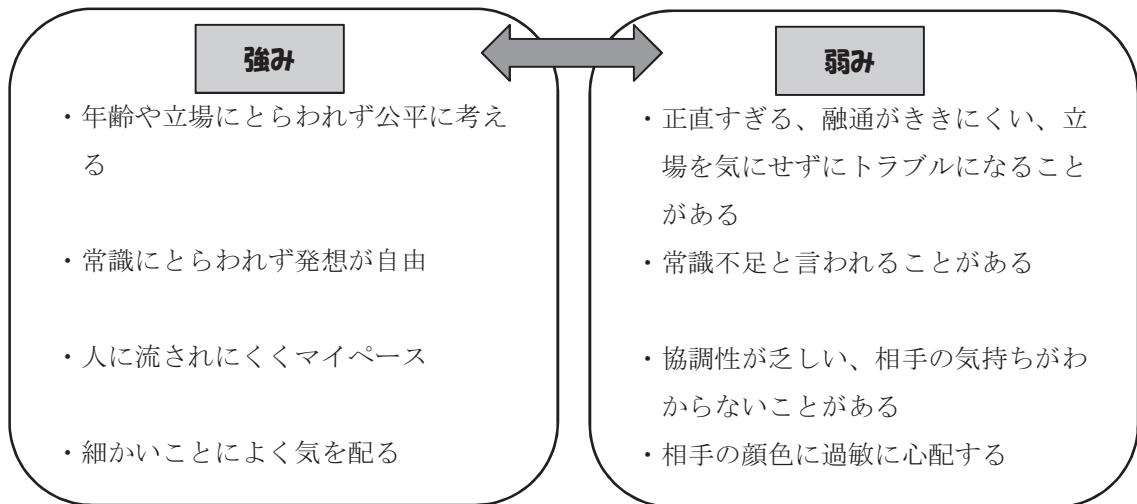
本人が困難や不適応をきたしているときには、その人の特性と環境との間のどこかに無理が生じていないか本人と一緒に検討することが重要です。

① 広汎性発達障害（≡自閉症スペクトラム障害）の特性

ICD-10、DSM-5によって定義の違いがありますが、次のア～ウの3つの特徴が発達の早い時期から顕著に見られます。特性は表裏一体で、置かれている環境や状況によって強みとも弱みともなります。強みとして発揮できるように、弱み・苦手とならないように支援することが大切です。

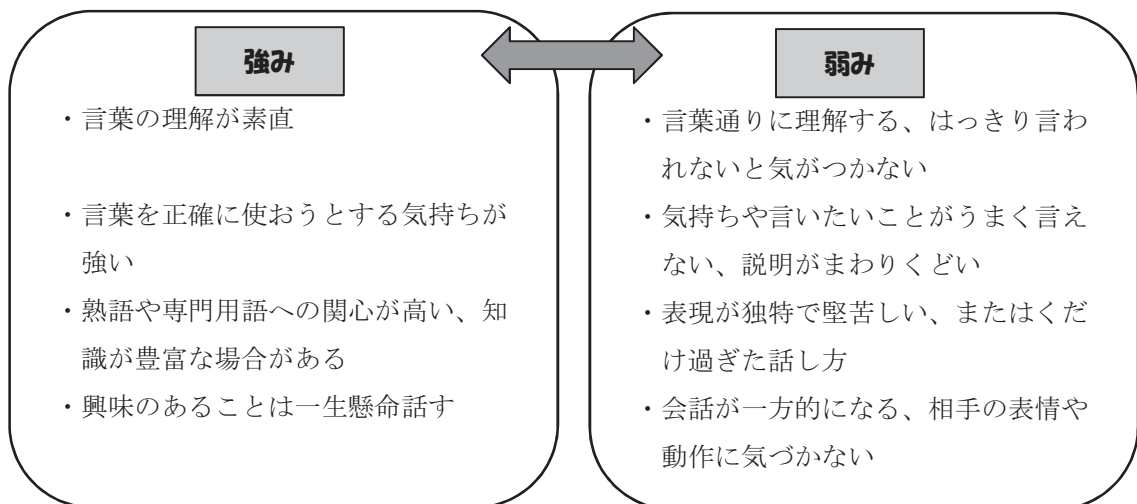
ア. 社会性の障がい

- ・人を意識したり、相手の立場にたって考えて振舞うことが困難。
- ・人との関係の取り方が極端に偏っている。
- ・社会的なルールや暗黙の了解事項を理解することが苦手。



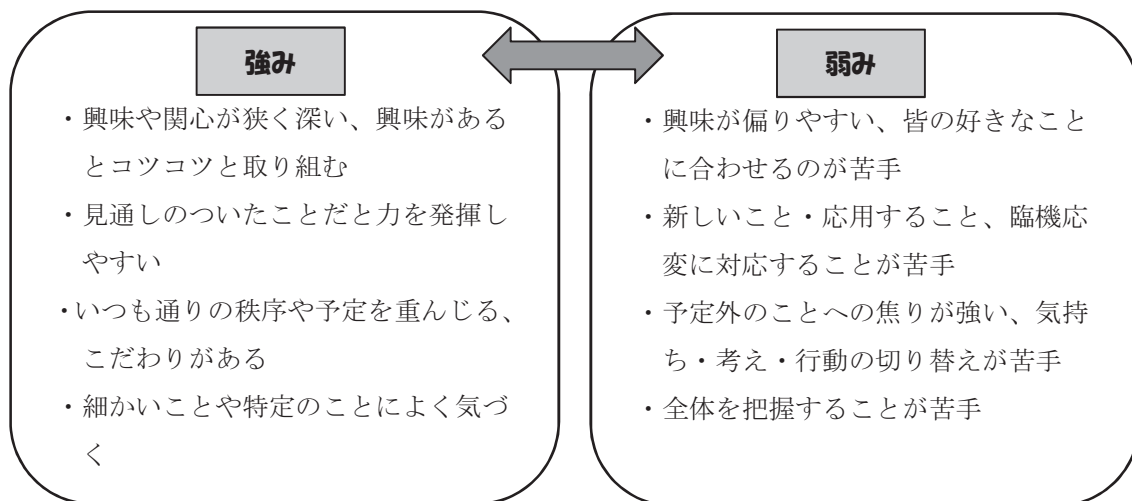
イ. コミュニケーションの障がい

- ・表現の問題：自分の気持ちや意図をうまく表現できない。
- ・理解の問題：特に話し言葉を理解することが苦手。目で見えて理解することは得意。
- ・やり取りの問題：相手と会話したり、意思疎通を図ったりすることが難しい。



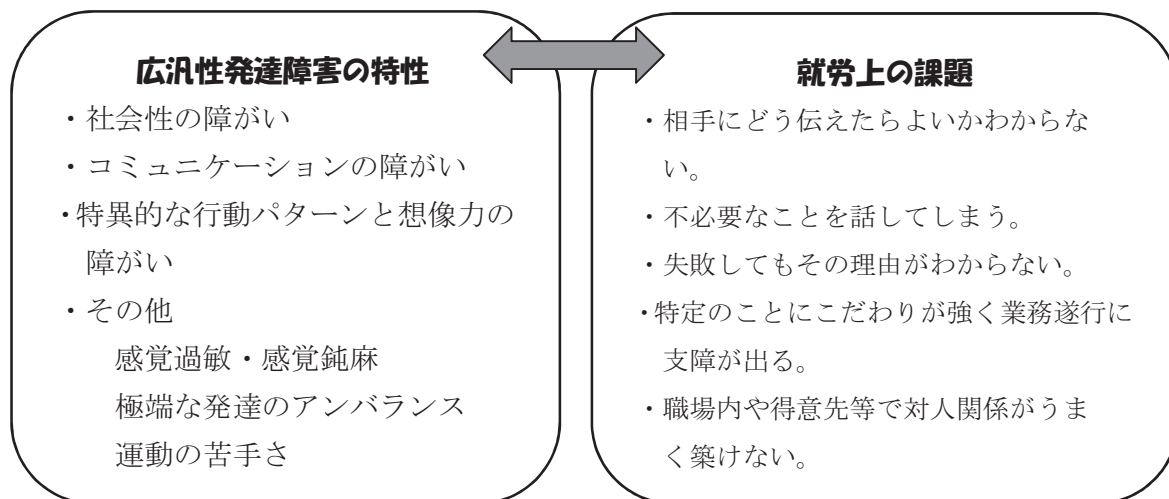
ウ. 特異的な行動パターンと想像力の障がい

- ・物の位置や手順に対する「こだわりの行動」が見られる。
- ・特定の事柄について、狭く強い興味関心がある。
- ・見えないものをイメージしたり、頭の中で抽象化して取り扱うことが苦手。
- ・急な変化や変更があると混乱したり不安が強くなる。融通が効かない。



エ. その他の特性

- ・感覚刺激に対する過敏さ、鈍感さ：特定の感覚が（五感等）が過敏、または鈍感。
例えば、聴覚過敏なために些細な音に極端に驚いたり、視覚過敏によって屋内外の明るさがまぶし過ぎると感じる。
- ・発達のアンバランスさ：得意な面と苦手な面が極端。
- ・運動の苦手さ：手先が不器用、またはとても器用。動作がぎこちない。運動が苦手。
例えば、パソコンの作業はできるが、印刷物を整え綴るなどの作業が難しい。



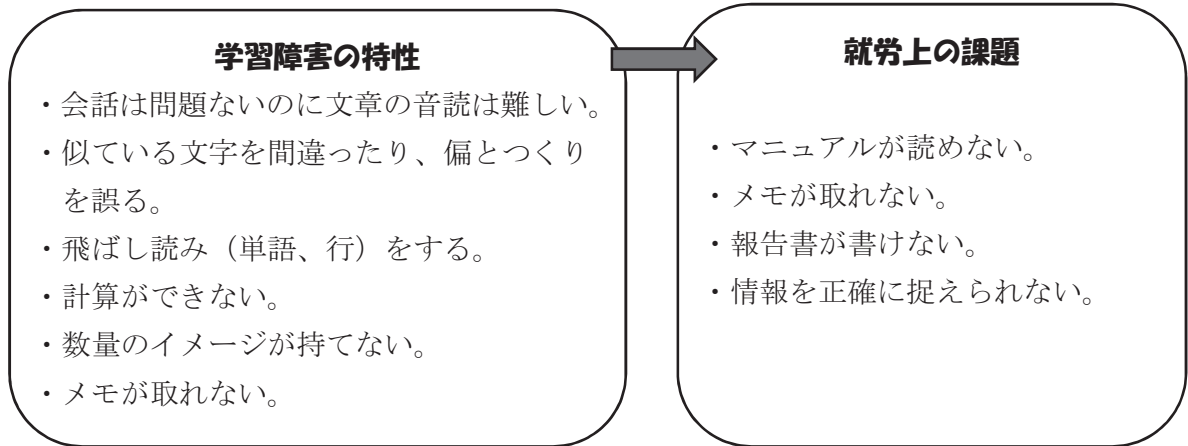
② 学習障害の特性

DSM-5 では知的障がいはないのに、「読む」、「書く」、「計算する」のいずれか、もしくは複数の領域に、極端な困難さが現れる場合に診断されます。

文部科学省の定義では、「読み」、「書く」、「計算」だけでなく、「話す」、「推論する」能力の困難さも含めています。

- ・会話は問題ないのに文章の音読は難しい。
- ・似ている文字を間違ったり、偏とつくりを誤る。

- ・飛ばし読み（単語、行）をする。
- ・計算ができない。
- ・数量のイメージが持てない。
- ・メモが取れない。



書字や読字、計算などの特定の認知機能に障がいがあると考えられます。うまくできないことを特訓や過度な反復練習で克服させようとしても効果は限られているので、失敗体験を助長する恐れがあります。ワープロや計算機や電子辞書を使うなどの代替方法等を検討します。

③ 注意欠陥多動性障害（ADHD）

不注意、多動性、衝動性の3つの特徴が、長期にわたり、年齢相応以上に顕著にみられます。

ア. 不注意

- ・一つのことに集中できない
- ・注意が持続しない
- ・忘れ物や無くし物が多い
- ・ケアレスミスが多い
- ・整理整頓が苦手
- ・課題を順序立てることが難しい

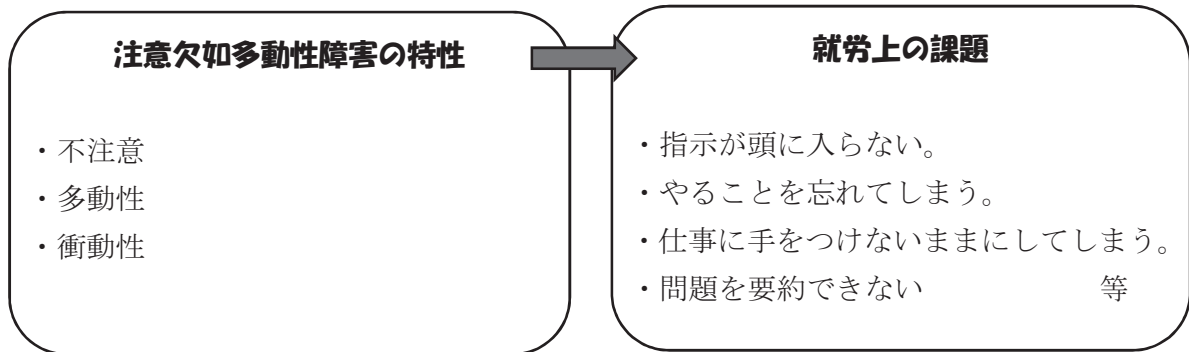
イ. 多動性

- ・多方面に目が向く
- ・極度に活動的でじっとしてられない
- ・多弁
- ・気が散りやすい

ウ. 衝動性

- ・考えるより先に行動する
- ・突発的な行動がある

- ・思ったことをすぐに言い、失言しやすい。
- ・計画的に順序よく物事を進めることが苦手で、気になったものをからすぐに取りかかろうとする。



(4) 発達障がいと併存障がい、二次障がい

併存障がい、二次障がいは、様々な形で現れるので、職場だけではなく、家族や支援機関等と連絡を取り合い、一緒に対応することが重要です。

① 併存障がい

障がいとの因果関係を問わず、同時に存在する精神疾患や障がいのこと。

例) ・学習障害を併存する広汎性発達障害の人

- ・てんかんを併存する自閉症の人
- ・双極性障害を伴う自閉症スペクトラムの人

② 二次障がい

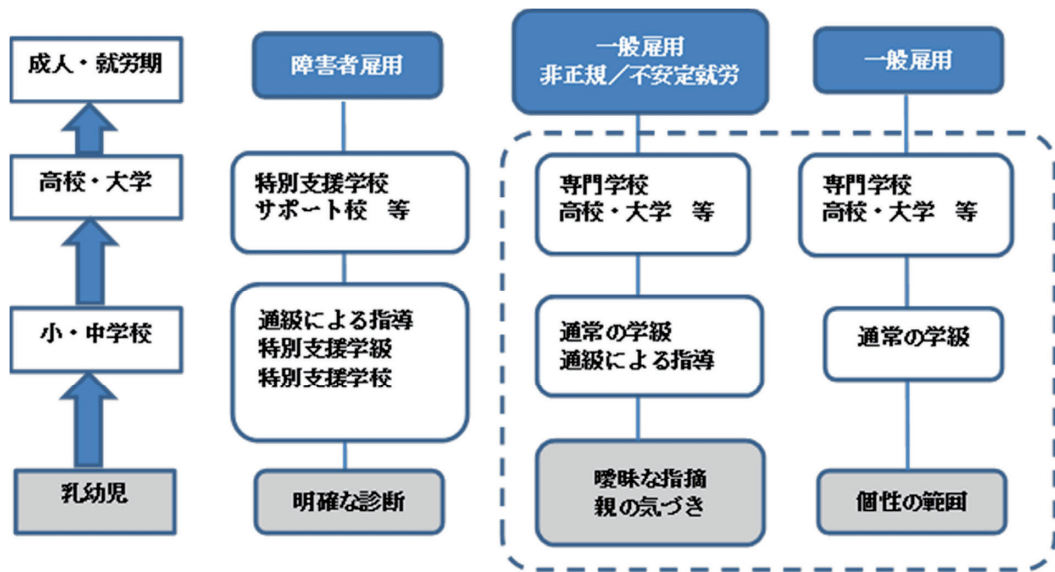
二次障がいとは、本人の特性が適切に理解されず、それに合わせた適切な支援がなされないため、その結果なんらかの精神症状や行動上の問題が起こることです。

主な二次障がいとして、うつ病、依存症、適応障害（環境変化への対応、コミュニケーションが苦手なこと）、PTSD（記憶力が高いためフラッシュバックによる発言をしやすい、またストレス耐性が低い）、社会性不安障害（ストレス耐性が低い、自己評価が低い、社交場面が苦手など）、強迫性障害があげられます。

(5) 就労支援を求めている発達障がい者

図1-5-1は、発達障がいのある人が乳幼児期から成人に至る過程を図式化したものです。

図1-5-1 乳幼児から成人までの過程



発達障がい者、特に知的障がいのない発達障がい者の中には、幼児期や学齢期から対人関係の苦手さや能力の偏りなど支援の必要性を支援者が感じていても、診断や専門的な支援には至らなかったり、あいまいな指摘のままで本人や家族は障がいとして認識せず、支援にはつながらないまま就労期を迎え（点線で囲まれた部分）、就職で躓いたり、職場などで対人関係の問題が起きたりと就労期になって初めて大きな困難が生じる場合があります。

そのような場合、本人や家族は診断・障がいの告知や障がい福祉サービスを含む様々な支援メニューの提案を受け入れることが出来ず、個々の能力や障がいの特性に応じた支援につながらないことが多くあり、支援の大きな課題となっています。

この「発達障がい者就労支援のあり方」では、上記のように、これまで障がい福祉サービスなどの支援を受けていない人、あるいは発達障がいがあることに本人や周囲の明確な認識がなく、発達障がいの特性に応じた支援を受けることができなかった人を中心に考えることで、他の障がい種別の就労支援とは異なる、発達障がい者の就労支援に特徴的な課題や支援のあり方を示すことを意図しています。

平成 19 年度から特別支援教育が実施され、各学校に特別支援コーディネーターが配置されるなど、学校教育における発達障がい児への教育や支援が拡充されてきました。今後は、就学前の幼稚園・保育園、中学校卒業後の高校、大学、短大、専門学校、大学院などで発達障がいのある人への支援をさらに充実させていくことが必要となっています。

特に、発達障がいのある生徒や学生は、将来の見通しや自己理解に課題があるため、個々の特性に応じたキャリア教育を行うこと、また、教育と就労支援を切れ目無く行えるよう教育段階から福祉機関や就労支援機関との連携を図ることが必要とされています。

発達障がい者の支援は、乳幼児期から早期の気づきと早期の支援によって、本人の成長と保護者の養育を支え、ライフステージの移行においては適切な環境につなげ、障がい認知、診断、障がい受容、自己理解などの過程を経て、就労に至ることが望ましいと考えます。しかしながら、発達障がい者の置かれている現状を踏まえて、発達障がい者、一人ひ

とりの辿ってきた背景を理解し、就労支援をすることが大切です。

(6) 発達障がい者と知的障がい者・身体障がい者の違い

日本経済団体連合会の会員企業を対象に行なった「新卒採用（2013年4月入社対象）に関するアンケート」の結果によると、企業が採用選考にあたって重視する点として「コミュニケーション能力」が10年連続1位となっており、その傾向は年々高まっています。

考えられる理由として、グローバル化等によるコミュニケーションの必要性の増加、第三次産業（非製造業、広義のサービス業）、特に感情労働型（A.R.ホックシールド 相手に特定の精神状態を創り出すために、自分の感情を誘発したり、逆に抑圧したりすることを職務にする、精神と感情の協調作業を基調とする労働）の仕事の割合の増加、生活環境の変化により個々のコミュニケーション能力の格差が拡大していること等が指摘されています。

一方、コミュニケーションは、社会生活を営む人間の間で行なわれる知覚、感情、思考の伝達と定義されており、企業が望むコミュニケーション能力は、①相手の言うことを正しく理解する能力、②伝えたいことを適切に表現し、相手に理解させる能力、③対話中の意見のすれ違いや不明点に気づきそれを解決する能力と言われ、具体的には、職務上の指示や情報の伝達を正しく行い、問題なく仕事を実行する能力となります。

このような近年の社会的背景のなかで発達障がいの特性を見たとき、「他者の意図がわかりにくい」「こだわりが強い」「感覚の過敏さや鈍感さ」「集中力が続かない」などの目に見えない特性の特異性だけに注目すれば、企業に求められる人物像との間に、大きな隔たりがあることとなります。

発達障がいの就労を考えたとき、社会や企業側に合わせて、本人の障がいの特異性を訓練して克服するという発想だけでは限界があり、支援する側や受容する社会の側にも柔軟性が求められているという前提で支援を考えていく必要があります。特に知的障がいを合併しない発達障がいの視点がない環境では、情緒的な問題として捉えられがちになり、そこが身体障がいや知的障がいとの支援の大きな違いとなります。

次に、インタビューを含めた初期相談場面でよく見られる発達障がい者の特徴として、自分の適性や能力に対する自己評価と実態にズレが生じていることが多いことがあげられます。過去の失敗から自らの適性や能力を推し量ることなく、同じ職種やその周辺の職種に固執することがよく見られます。

また、職業生活（職業能力開発促進法においては職業生活とは「労働者が、自らその長期にわたる職業生活における職業に関する目的を定めるとともに、その目的の実現を図るため、その適正、職業経験その他の実状に応じ、職業の選択、職業能力の開発及び向上のための取組その他の事項について自ら計画すること」と定義）の具体的なイメージを持ちにくい場合もあります。

それは、障がいの自己理解・障がい受容とも関連しており、個別面談だけでは理解や修正することは難しいことです。さらに、支援を受けるメリットをイメージできない場合や、年齢相応の一般的な交友関係がほとんどなく偏りがあることも大きな特徴といえます。

よって、発達障がい者の就労支援では、自分の適性や能力に対する自己理解と、仕事をしながら生活していくことのイメージを作っていくことを支援すること、またはそういつ

た視点をもつことが、就労前段階から大切になります。

しかしながら、発達障がいによる困難を抱えながらも社会生活は適応している場合もあるため、手帳の取得や障がいの開示による就労支援については、本人の意向や置かれている状況を十分把握してから判断する必要があります。